

<単元> ②国の政治のしくみと選挙 (教科書6年 政治・国際編 p.24~p.33)

<めあて> 国の政治のしくみは、わたしたちの生活にどのように関係しているのだろうか。

1 教科書 p.24~p.25の文章や資料を見て、国会の働きやしくみについて下の表にまとめましょう。

【国会の働き】

- ・国会の重要な仕事 = ( )を決めること。
- ・国会だけが( )をつくることができる。→国会=唯一の( )
- ・国会では( )で選ばれた( )が話し合いを進める。
- ・国会は、法律をつくる(制定)する他に、( )を指名したり、( )を議決して国のお金の使い方を決めたりする働きがある。

【国会のしくみ】

- ・国会には( )と( )という二つの話し合いの場がある。

	衆議院	参議院
人数(定員)	( )人	( )人
年数(任期)	( )年	( )年
解散	あり・なし(○をつける)	あり・なし(○をつける)

- ・カッコの中に 30 文字くらいの文章を入れて、国会の説明を完成させてください。

国会では、( )  
)しています。

2 教科書p.26~p.27の文章や資料を見て、選挙や税金について考えましょう。

【選挙と税金】

- ・国会議員や都道府県、市町村の長や議員は、( )で選ばれる。
- ・選挙で投票する権利(選挙権)は、( )才以上の国民に認められている。
- ・国会議員の候補者の多くは、同じ意見の人々が集まる( )から立候補する。
- ・わたしたちの身のまわりの公共施設や公共サービスは、( )が使われている。
- ・知っている税金の種類を 3 つ書きましょう。(家の人に聞いてもよい)

( )税 ( )税 ( )税

- ・税金の集め方や使われ方は国会議員によって決められます。教科書p.26下の2つの政党の意見を  
 読んで、あなたの意見を書きましょう。 【選ぶ政党】( )党

【選ぶ理由】( )

3 教科書 p.28 を読んで、**内閣**について考えましょう。

**【内閣の働き】**

- ・国会の中で選ばれた( )が内閣の中心です。専門的な仕事を担当する**国務大臣**とともに**会議**( )を開いて政治の進め方を相談します。
- ・資料「**③内閣のしくみ**」を見て、次の仕事を担当する「**省**」を選びましょう。
  - ①学校の教育に関すること……………( )省
  - ②自然環境に関すること……………( )省
  - ③税金の使い道(予算)に関すること…( )省

4 教科書 p.24 上「**予算が成立するまで**」の資料と教科書 p.29「**④こうたさんのまとめ**」を読んで、「**国会**」と「**内閣**」がどのように**予算**を成立させているのか説明しましょう。

5 教科書 p.30~p.31 を読んで、**裁判所**について考えましょう。

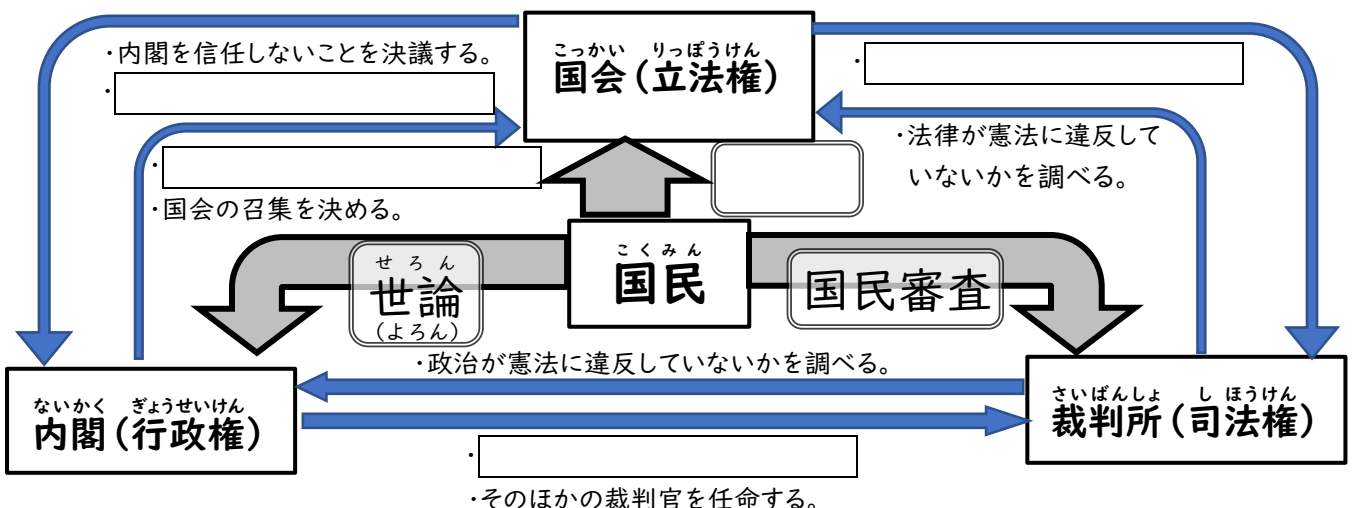
**【裁判所の働き】**

- ・裁判所は、争いや( )、( )などが起きたとき、( )にもとづいて問題の解決を図る所である。
- ・国民は、だれでも( )権利をもっており、判決の内容に不服がある場合は( )回まで裁判を受ける制度がある。

**【裁判員制度】**教科書 p.30 上「**裁判員制度**」を読んで、考えたことを書きましょう。

6 教科書 p.31「**④こうたさんたちのまとめ**」まなび方コーナー「**三つの関係をまとめる**」を参考にしながら、下の表を完成させましょう。

**【三権分立】**



<単元> ②国の政治のしくみと選挙 (教科書6年 政治・国際編 p.24~p.33)

<めあて> 国の政治のしくみは、わたしたちの生活にどのように関係しているのだろうか。

1 教科書 p.24~p.25の文章や資料を見て、国会の働きやしくみについて下の表にまとめましょう。

【国会の働き】

- ・国会の重要な仕事 = ( 国の政治の方向 )を決めること。
- ・国会だけが( 法律 )をつくることができる。→国会=唯一の( 立法機関 )
- ・国会では( 選挙 )で選ばれた( 国会議員 )が話し合いを進める。
- ・国会は、法律をつくる(制定)する他に、( 内閣総理大臣 )を指名したり、( 予算 )を議決して国のお金の使い方を決めたりする働きがある。

【国会のしくみ】

- ・国会には( 衆議院 )と( 参議院 )という二つの話し合いの場がある。

	衆議院	参議院
人数(定員)	( 465 )人	( 242 )人
年数(任期)	( 4 )年	( 6 )年
解散	あり・なし(○をつける)	あり・なし(○をつける)

- ・カッコの中に 30 文字くらいの文章を入れて、国会の説明を完成させてください。

国会では、( (例)選挙で選ばれた国会議員が、予算や法律など、国の政治の方向についての話し合いを )しています。

2 教科書p.26~p.27の文章や資料を見て、選挙や税金について考えましょう。

【選挙と税金】

- ・国会議員や都道府県、市町村の長や議員は、( 選挙 )で選ばれる。
- ・選挙で投票する権利(選挙権)は、( 18 )才以上の国民に認められている。
- ・国会議員の候補者の多くは、同じ意見の人々が集まる( 政党 )から立候補する。
- ・わたしたちの身のまわりの公共施設や公共サービスは、( 税金 )が使われている。
- ・知っている税金の種類を 3 つ書きましょう。(家の人に聞いてもよい)

(消費税・所得税・固定資産税・相続税・法人税・住民税・自動車税・酒税・たばこ税など)

・税金の集め方や使われ方は国会議員によって決められます。教科書p.26下の2つの政党の意見を読んで、あなたの意見を書きましょう。 【選ぶ政党】 ( )党

【選ぶ理由】( 増税について、理由をもって賛成・反対をしていれば正解。 )

3 教科書 p.28 を読んで、**内閣**について考えましょう。

**【内閣の働き】**

- ・国会の中で選ばれた( **内閣総理大臣** )が内閣の中心です。専門的な仕事を担当する**国務大臣**とともに会議( **閣議** )を開いて政治の進め方を相談します。
- ・資料「③内閣のしくみ」を見て、次の仕事を担当する「省」を選びましょう。
  - ①学校の教育に関すること……………( **文部科学** )省
  - ②自然環境に関すること……………( **環境** )省
  - ③税金の使い道(予算)に関すること…( **財務** )省

4 教科書 p.24 上「予算が成立するまで」の資料と教科書 p.29「④こうたさんのまとめ」を読んで、「国会」と「内閣」がどのように予算を成立させているのか説明しましょう。

(例) 各省が必要だと計画したものをもとに、内閣で予算を作成し、国会に提出する。国会は、衆議院・参議院それぞれで予算について話し合い、可決するかどうかが決め、どちらも多数決で賛成が多ければ、予算の成立となる。

5 教科書 p.30～p.31 を読んで、**裁判所**について考えましょう。

**【裁判所の働き】**

- ・裁判所は、争いや( **犯罪** )、( **事故** )などが起きたとき、( **法律** )にもとづいて問題の解決を図る所である。
- ・国民は、だれでも( **裁判を受ける** )権利をもっており、判決の内容に不服がある場合は( **3** )回まで裁判を受ける制度がある。

**【裁判員制度】**教科書 p.30 上「裁判員制度」を読んで、考えたことを書きましょう。

国民が裁判に加わることについて、感想や分かったことを書いていれば正解。

6 教科書 p.31「④こうたさんたちのまとめ」まなび方コーナー「三つの関係をまとめる」を参考にしながら、下の表を完成させましょう。

**【三権分立】**

